

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の運営に関する基準（案）に対するご意見と本市の考え方について

上記案につきまして、平成26年5月26日から6月25日までの間、ご意見を募集したところ、3名の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございます。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方を取りまとめましたので、お知らせします。また、基準案に関するもの以外のご意見につきましても、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>子どもの成長のための環境を整え、人として正しく導いてくれる、見守ってくれる人に保育してもらいたい点から施設長、園長も幼稚園教諭や保育士の資格を持つ人にしてほしい。</p>	<p>施設長、園長につきましては、幼稚園教諭や保育士の資格を有する者だけでなく、資格を有する者と同等以上の資質（能力）を有すると認められる場合も可としております。</p> <p>資格だけでなく、教育・保育に対する考え方などを見ていく必要があると考えております。</p>
<p>近隣に迷惑をかけないためにも送迎のための駐車場を設置するようにした方がよいのではないか。</p>	<p>基準案では、立地上の制約などから、駐車場の設置義務を設けることは、困難であると考えております。</p> <p>送迎時の対策につきましては、近隣の方のご理解が得られるよう対応してまいります。</p>
<p>車の免許を持っていない人や、通勤で駅を利用する人のために、保育園でも通園バスがあった方がよいのではないか。</p>	<p>現在市内保育所では、通園バスを運行している園はございません。今後につきましても、保護者の方の需要や費用負担等を考慮した上で、施設ごとの判断になると考えております。</p>

その他のご意見（基準（案）に関するもの以外）

- ・ 小学生が遊べる児童館などを提供してほしい。
- ・ 学童保育について、主婦の子どもも対象にしてほしい。
- ・ 保護者が仕事をやめた場合でも、引き続き同じ保育所に預けたい。
- ・ 保育料を現在より高い設定にならないようにしてほしい。
- ・ 土日関係なく保育できる保育所を認可してほしい。
- ・ 病児保育をいつでも利用できるようにしてほしい。
- ・ その他子育て支援サービスの充実に関すること（全14件）